

## 別紙

### 農業研究センター本館、農業ふれあい公園及び周辺緑地植栽管理業務仕様書

#### (適用)

第1 この仕様書は、岩手県（以下「甲」という。）が委託する農業研究センター本館、農業ふれあい公園及び周辺緑地植栽管理業務（以下「委託業務」という。）について適用する。

#### (委託業務の履行)

第2 受注者（以下「乙」という。）は、この仕様書及び別添「農業研究センター本館、農業ふれあい公園及び周辺緑地植栽管理業務内訳書」に従い、委託業務を誠実に履行しなければならない。

#### (指示の履行)

第3 乙は、甲の指示に従い、相互に協調して委託業務を円滑に履行しなければならない。

甲は、この委託業務の履行についての指示及び履行状況の確認を行う職員（以下「監督職員」という。）の職、氏名を乙に通知するものとする。

#### (現場責任者)

第4 乙は、業務の履行に際し、現場責任者を定め甲に通知するものとする。

また、現場責任者を変更したときも同様とする。

#### (作業員の資格)

第5 委託業務のうち、法令上規制のあるものは、有資格者がその取り扱いをしなければならない。

#### (施設の使用)

第6 乙は、甲の承諾を得て委託業務の遂行に必要な機械・資材の保管場所及び休憩所等として、末尾に記載する甲の施設を使用することができる。

#### (作業計画及び報告)

第7 乙は、実施方法、施行場所、数量など甲と協議のうえ年間作業計画書を契約締結後7日以内に提出し、承認を得ること。

また、作業が終了した場合は、月単位で「作業日報」（別紙様式）を作業日毎に作成（写真添付）し、速やかに提出すること。

#### (薬剤散布)

第8 薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規およびメーカーで定めている使用安全基準、使用方法等を遵守すること。

2 散布は公園利用者の少ない日時に配慮して行い、散布中は風向きに留意するとともに散

布中及び散布直後の場所へ利用者が近づかないよう安全対策に努めること。

3 散布日時については、事前に立て看板等で表示を行うこと。

4 薬剤は甲が支給する。なお、散布にあつては、適正な量を散布するよう十分に注意すること。

(芝刈り・草刈り)

第9 乙が刈り取った芝等は、法令に基づき適正に処分するとともに、委託業務完了時に処分実績を報告すること。

(定めなき事項)

第10 この仕様書に定めない事項又は、委託業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と協議するものとする。

## 記

使用できる施設

所在地 北上市飯豊3地割地内

種別 建物

細目 雑屋建

名称 屋外トイレ兼農機具収納棟 (101.23㎡)

※水道設備故障中。

トイレは、公園駐車場トイレ又は農業研究センター敷地内のトイレを利用のこと。

水道は、農業科学博物館又は農業研究センター敷地内の水道を利用のこと。

別紙様式

# 作業日報

業務名 農業研究センター本館、農業ふれあい公園及び周辺緑地植栽管理業務

作 業 日	令和 年 月 日		
天 候	午前	午後	
作 業 時 間	開始	:	終了 :
作 業 内 容			
場 所			
人 数			
使 用 機 械 等			
使 用 資 材 名		数 量 ・ 単 位	
規 格 ・ 容 量		使 用 者	
特 記 事 項			